

法務省民事局商事課 御中

商業登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見

日本司法書士会連合会
会長 小澤 吉 徳

【意見】

- 1 会社等の設立登記の重要性に鑑み、かかる処理の誤謬や遅滞等がないように運用されたい。あわせて、運用開始後に問題等が判明した場合には、速やかに対応されたい。
- 2 上記に関連して以下の各事項について、通達その他の方法で明らかにすべきである。
 - (1) 本省令案のもとであっても、分割会社と設立会社との登記の管轄が同一となる新設分割による設立登記を申請する場合、例えば、株式会社の目的の変更の登記等、分割会社の他の変更の登記を同時に申請することができるのか。
 - (2) (1)が許容される場合において、例えば、3月31日（金）に設立会社の設立登記及び分割会社の変更の登記を申請し、翌4月1日（土）を会社成立（登記）の日とすることを希望したときには、分割会社の変更の登記の日付も4月1日になるのか。
 - (3) 設立登記の申請の日（例えば、12月28日）後、登記の日（例えば、1月1日）までの間に登記事項が異なることとなった場合（例えば、取締役が死亡した場合）、どのように取り扱われるのか。
 - (4) 本省令案のもとであっても、同一本店・同一商号の法人の存否等、登記の申請の受付の順序に基づき当該存否を判定するものについては、当該受付時点をもって当該存否を確定する運用となるのか。
 - (5) 本省令案による会社の設立登記申請において添付する書面の有効期限の起算点は、登記の日でなく、登記の申請の日であるのか。

【理由等】

- 1 登記が会社等の成立要件となる設立については、特に4月1日や1月1日等の日付をもって会社成立（登記）の日とすることを希望する者も少なくないと思われる。

もっとも、行政機関の休日の前日（特に毎年3月31日と毎年12月末の最終開庁日）は、そもそも登記申請の繁忙期であり、さらに、本省令案のもとでは、通常の新設の登記の申請と本省令案による設立登記の申請とが混在することになる。そのため、本省令案どおりの運用がされた場合、例えば、登記申請の集中によるシステム障害等、実務上の支障が懸念される。そうした支障が生じた場合、その解消作業を行政機関の休日に行わなければならない、登記完了の遅滞も懸念される。

よって、本省令案のもとでシステム障害が起こった場合の特別な救済策等、これらの支障が起り得ることをふまえた事前の対応策や人員確保等についても、登記の円滑な実施の観点から十分な準備が必要である。また、運用開始後に問題等が判明した場合には、速やかに適切な措置を講じることが必要である。
- 2 (1) 分割会社の新設分割による変更の登記は、設立会社の新設分割による設立の登記と同時かつ連件で申請する必要がある、当該変更の登記において、株式会社の目的の変更の登記等、他の変更の登記も同時に申請することが少なくないところ、本省令案のもとであっても、これらの申請が妨げられることはないと考えられる。
- (2) もっとも、(1)のもとでは、分割会社の新設分割による変更の登記の日付と、設立会社の会社等の成立の年月日との間にずれが生じる。この点については、設立登記の日と変

更登記の日とを一致させないと、登記に不備があるかのような公示がされることになり、取引の円滑を損なうおそれがある。

- (3) 例えば、会社成立の年月日を申請日の翌々日の日曜日とし、取締役をA、B及びCの3名とする取締役会設置会社である株式会社の設立の登記を前週の金曜日に申請した後、申請日の翌日の土曜日にAが死亡したときには、実体上、取締役会設置会社ひいては株式会社が成立しないことになる。仮に当該事実が登記の完了前に判明した場合、取締役を補充し、かつ、かかる書面を補完したときには、当該設立登記を許容することが考えられる。一方で、当該事実が登記の完了後に判明した場合、当該設立登記の更正登記を許容することも考えられる。
- (4) オンラインで登記を申請した場合、直ちに当該申請の受付がされることからすれば、同一商号・同一本店で登記申請ができないことについても、当該申請の受付の時点で判定することが登記及び取引の円滑に資する。
- (5) 本省令案のもとであつても、会社等の設立登記の申請は、行政機関の休日の前日に行う必要があることからすれば、例えば、株式会社の設立登記申請にあわせて、印鑑届書を提出する場合に添付する取締役の印鑑証明書の有効期限につき、当該有効期限の期間計算の基準となる日は、当該申請の日とするのが妥当である。

以上